

一体的実施事業及びハローワーク 特区の進捗状況等について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 (抜粋)

(平成25年12月20日 閣議決定)

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

(1) 職業安定法(昭22 法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 派遣労働者の保護等に関する法律(昭60 法88)

国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業については、以下の方向性により見直す。

- (i) 公共職業安定所(ハローワーク)の求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が公的性格を持つことに鑑み、その費用負担を極力抑えるとともに専門性向上のための支援を行いつつ、積極的に進める。
- (ii) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(以下「一体的実施」という。)、 「ハローワーク特区」の取組など、公共職業安定所(ハローワーク)と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- (iii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- (iv) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づけるなどの措置を講ずる。

(33) 雇用保険法(昭49法116)

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。

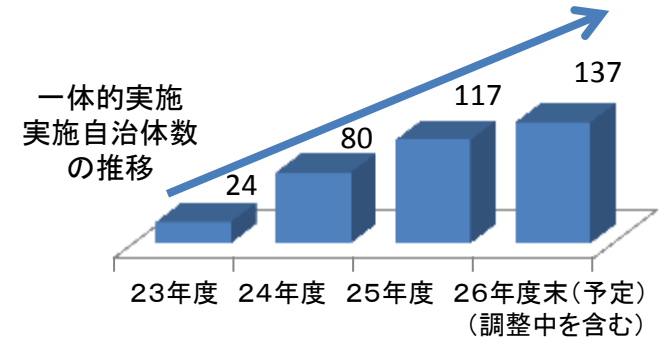
「一体的実施」の実施状況・成果（平成25年度）まとめ

- 平成23年6月より、希望する地方自治体において、地方自治体と国との一体的実施※を開始。

※一体的実施は、同一施設内で国（ハローワーク）の無料職業紹介等と地方自治体の福祉等の業務を一体的に実施する取組

① 実施自治体は大幅に増加

- 平成23年6月より順次取組を開始。平成25年度においても、実施自治体は着実に増加。
※23年度末:24自治体→24年度末:80自治体→25年度:117自治体
→26年度(7月1日現在):121自治体(さらに16自治体と調整中)
※平成27年度以降も新設・拡充要望あり。



② 25年度は5万4千人以上が就職

- 平成25年度は54,831人が就職。(うち生活保護受給者等は5,675人が就職)
- 199拠点のうち、161拠点で目標を達成。(一部達成を含む)
※4拠点については、26年3月に事業を開始したため、25年度目標を作成していない

一体的実施の例（新宿区・ハローワーク新宿）

福祉担当課が入居する区庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を設置。国の職員が完全予約制・担当者制で職業相談等を行うなど、区とハローワークの連携により、福祉から就労までの一体的支援等を実施。

<25年度取組状況>

◆支援対象者数=436人
(年度目標 420人)

◆就職者数=355人
(年度目標 252人)



③ 利用者・関係者は取組を評価

- 利用者(求職者)から高い評価。地域の労使からも高い評価。
(全体として92.7%の利用者が満足(「やや満足」を含む)と回答。また、8割以上の施設で90%以上の満足度を達成)
- 実施自治体からは取組を評価されており、事業の継続を強く求められている。
(25年度末までに約8割の拠点で継続要望を把握。事業廃止を希望する自治体はない)

- 一体的実施は、多くの取組で目標をほぼ達成。利用者、労使及び実施自治体からも高く評価されており、各地域で必要な事業として機能。
- 実施自治体からは、取組の継続を強く求められている。

「ハローワーク特区」の実施状況・成果（平成25年度）まとめ

- 平成24年10月より、埼玉県及び佐賀県において、「ハローワーク特区」※を開始。

※ハローワーク特区は、厚生労働大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組み

埼玉県(ハローワーク浦和)の実施状況

- 県と労働局・ハローワークが一体となり、就職相談から職業紹介までワンストップで支援を実施(「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を設置)。平成25年5月からは、②、③及び⑤を新たに開設し、全ての世代を対象とした就業支援サービスを実施。

- ① ハローワークコーナー(国)
- ② 新卒コーナー(国)【平成25年度新規】
- ③ 若者コーナー(県が民間委託)【平成25年度新規】
- ④ マザーズコーナー(国)
- ⑤ 女性コーナー(県が民間委託)【平成25年度新規】
- ⑥ 中高年コーナー(県が民間委託)

※業務内容を見直し(職業紹介を行わないこととしキャリアカウンセリングに特化)

- ⑦ 生活・住宅相談コーナー(県が社会福祉士会に委託・さいたま市)
- ⑧ 福祉人材就職コーナー(県が社会福祉協議会に委託)

- 事業目標は概ね達成。

項目	実績	目標	(参考) 24年度(10.29~)実績
利用者数	52,432人	41,000人	10,349人
新規求職申込者数	5,584人	5,000人	1,624人
紹介就職件数	1,222人	1,200人	312人
就職率	21.9%	24.0%	19.2%
利用者満足度	98.8%	90.0%	95.9%

佐賀県(ハローワーク佐賀)の実施状況

- 県と労働局・ハローワークの連携により次の取組を実施。

- ① 若年者就労支援
ジョブカフェSAGA(県)とヤングハローワークSAGA(国)の一体的運営等を実施(愛称を「ユメタネ」)。平成25年度からは、(i)県知事の「指示」に基づき、ヤングハローワークSAGA(国)で、カウンセリングから職業紹介までの業務を同一の相談員が一貫して行う担当者制を強化、(ii)コンシェルジュの配置(県)による総合相談機能の強化、などの機能を強化。
- ② 障害者就労支援
障害者に対するチーム支援や県・ハローワーク佐賀の一体的な事業所訪問等を実施
- ③ 福祉から就労支援
ハローワーク佐賀管内の市と連携し、福祉から就労への支援を実施(ハローワークによる多久市、小城市、神埼市の福祉事務所への巡回相談)

- ②及び③の事業目標は達成したが、①は一部未達成。

項目	実績	目標	(参考) 24年度(10.1~)実績
ユメタネ利用者数	13,600人	16,000人	7,468人
うち正社員就職者数	893人	1,100人	646人
若者に対するチーム支援	支援人数120人 うち就職98人	支援人数120人 うち就職30人	支援人数60人 うち就職24人
障害者のチーム支援による一般就労移行者数	26人	16人	8人
生活保護受給者の就労者数	多久市8人 小城市5人 神埼市4人	多久市5人 小城市5人 神埼市4人	多久市2人 小城市2人 神埼市2人

- 平成25年度においては、埼玉県は事業目標を概ね達成した。佐賀県はユメタネ利用者数等については雇用失業情勢の好転の影響により、事業目標を下回ったが、若者に対するチーム支援や障害者に対するチーム支援は事業目標を達成した。

- いずれの取組でも、①利用者のためのサービスが強化された、②国と県で協議を重ねたことにより両者の連携が強化された、などの効果があった。

- 今後は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、地域住民へのサービス向上のために国と県との連携を一層強化しつつ、当面は本事業を継続した上で、成果と課題を検証することが必要。